

確定申告・住民税申告に関するお知らせ

申告前に

医療費控除などの書類の事前作成をお願いします！

書類事前作成のための相談会を行います。

2月16日(月)からの申告は、令和7年分の「収支内訳書」又は「医療費控除の明細書」を作成している方のみの受付とします。

場所：鹿嶋市役所2階 税務課窓口

期間：令和8年1月5日(月)～令和8年2月13日(金)

内容：申告前に作成する「収支内訳書」及び「医療費控除の明細書」の記載方法など

事前作成書類	対象者
収支内訳書	営業・農業・不動産の所得がある方
医療費控除の明細書	① <u>総所得が200万円を超える方</u> →支払った医療費が10万円を超える場合に対象
	② <u>総所得が200万円を超えない方</u> →支払った医療費が総所得の5%を超える場合に対象
セルフメディケーション	健康増進などの取組を行い、且つ、セルフメディケーション対象の医薬品の支払いが1万2000円を超える（上限8万8000円）

公的年金等の収入が400万円以下の方は申告しなくてもよい場合があります

別紙のフローチャートで確認してください。

潮来税務署で、1月5日から還付申告を受け付けます

場所：潮来税務署

期間：令和8年1月5日(月)～令和8年2月13日(金)

内容：還付申告の方を対象とした相談会場を開設します。（所得税が年金や給与等から天引きされており、かつ源泉徴収票がない扶養の追加や医療費控除を申告する方など）。

入場整理券により一定の制限を行います。

潮来税務署で、申告するもの

- 青色申告
- 土地・建物・株式の譲渡や先物取引など（分離課税）
- 住宅借入金等特別控除（初めて控除を受ける（一年目の申告の）方、連帯債務で債務割合の不明な方や金融機関などから借入金が無い方、または償還期間が10年末満の方）
- 消費税、贈与税など
- 令和7年分以外の確定申告、準確定申告（令和7年中に亡くなった方の申告）

確定申告・住民税申告の受付についてのお知らせは、 →

鹿嶋市のホームページからもご確認いただけます！

税制改正に関する内容は国税庁ホームページをご覧ください。 →



○住民税に関する問い合わせ

鹿嶋市税務課 ☎0299-82-2911（内線261～263）

○所得税・e-Taxに関する問い合わせ

潮来税務署 ☎0299-66-6931

～裏面もご覧ください。～

確定申告する人必見！「e-Tax」



マイナンバーカードやスマートフォンを利用した所得税等の申告書等作成「e-Tax」が便利です。ご自宅のパソコンやスマホから24時間いつでも確定申告書を作成できます。左記のQRコードを国税庁ホームページをご覧いただくな、潮来税務署へお問合せください。

地域別日程

※指定日以外でも申告はできますが、混雑緩和のため、できるだけ指定日に申告してください。

期日	対象地区	期日	対象地区
2月	16日(月) 港ヶ丘、旭ヶ丘、根三田	3月	2日(月) 波野地区(宮津台を除く)
	17日(火) 大小志崎、志崎、神野		3日(火) 津賀、小山
	18日(水) 平井(平井丘を除く)、平井南		4日(水) 武井
	19日(木) 青塚、棚木		5日(木) 宮津台、宮中(宮中団地)、鉢形、鉢形台
	20日(金) 豊津地区、中		6日(金) 浜津賀、林
	24日(火) 荒井、武井釜		9日(月) 高松地区
	25日(水) 豊郷地区、和		10日(火) 宮中(宮中団地、三笠山、東山を除く)、城山、宮下、厨、緑ヶ丘
	26日(木) 角折、奈良毛		11日(水) 平井(平井丘)、高天原、平井東
	27日(金) 荒野		12日(木) 宮中(三笠山、東山)
			13日(金) 16日(月) 市内全域

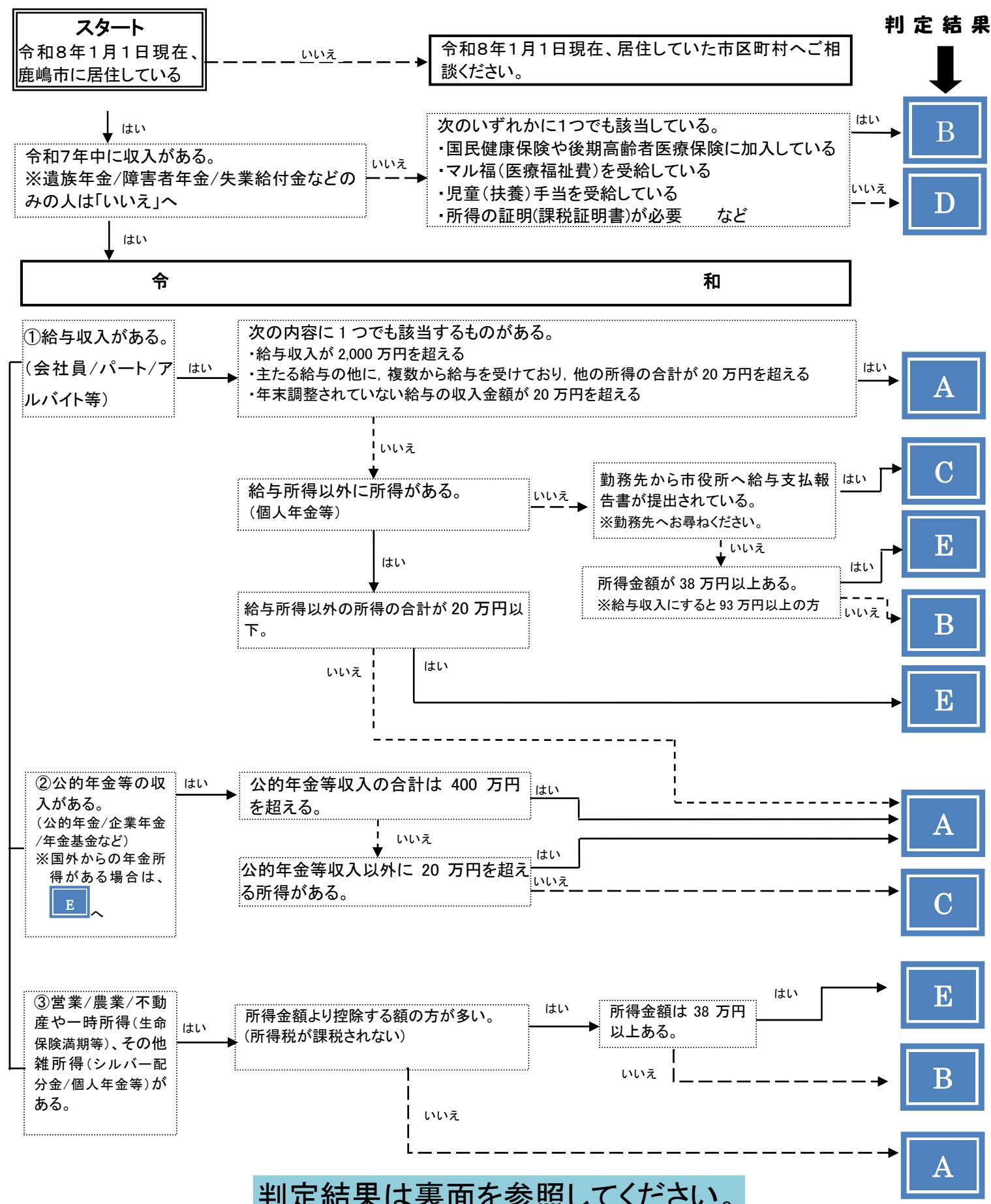
確定申告に必要な持ち物

★ 市役所では令和8年2月16日(月)～3月16日(月)のみ受付

共通	<input type="checkbox"/> 令和8年度申告のご案内(または「確定申告のお知らせ」)はがき(送付された方のみ) <input type="checkbox"/> マイナンバーを確認できる書類(マイナンバーカード、通知カードなど) <input type="checkbox"/> 身元を確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証、源泉徴収票など) <input type="checkbox"/> 本人名義の口座が分かるもの(申告することで、税が還付される方のみ)	
所得の種類	給与・年金所得者	<input type="checkbox"/> 給与・年金源泉徴収票
	事業所得者(営業等・農業・不動産収入)	<input type="checkbox"/> 収支内訳書(事前に作成してお持ちください。)
	その他の所得	<input type="checkbox"/> それぞれの収入や経費の明らかになる証明書類
所得控除をする方	生命保険料、地震保険料、国民年金保険料などの控除を受ける方	<input type="checkbox"/> 各種の控除証明書
	障害者控除を受ける方	<input type="checkbox"/> 障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定証など
	・医療費控除を受ける方 ・セルフメディケーション税制を受ける方	<input type="checkbox"/> 明細書(事前に作成してお持ちください。) <input type="checkbox"/> 医療費通知(保険等から補てんされている場合はその金額がわかる証明書類)
その他	<input type="checkbox"/> そのほか、上記申告以外に申告の必要なもの	

<確定申告または住民税申告の要否判定フローチャート>

このフロー チャートは一般的な例です。該当しない場合もあります。



判定結果 A

確定申告が必要です。

1. 潮来税務署で確定申告をする。

日時：令和8年2月16日(月)～令和8年3月16日(月)まで(※土日祝を除く)

※還付申告をする方については、1月5日(月)より申告書の収受を行っています。

時間：午前8時30分～(相談は午前9時～午後4時まで)

電話：0299-66-6931

2. 鹿嶋市役所で確定申告をする。※一部受付できない申告もあります。

会場や日程については、「確定申告・住民税申告に関するお知らせ」をご確認ください。

3. その他の方法で確定申告をする。

- ・e-Tax(電子申告)
- ・鹿嶋市役所や大野出張所へ作成済申告書を持参

- ・郵便で税務署に送付 など

判定結果 B

住民税申告が必要です。

申告義務はありませんが、行政サービスを受ける場合には必要です。

1. 鹿嶋市役所で住民税申告をする。

会場や日程については、「確定申告・住民税申告に関するお知らせ」をご確認ください。

※大野出張所での申告相談は行っておりません。

作成済申告書の預かりのみ(2月16日(月)～3月9日(月)まで)になります。

2. 郵送で住民税申告書を送付する。

〒314-8655 鹿嶋市平井1187-1 鹿嶋市役所 税務課宛

判定結果 C

基本的には、住民税申告は不要です。

※ 申告を行わなくても、事業所より市役所に提出される「給与支払報告書」により住民税が決定されます。

ただし、扶養控除や医療費控除などの所得控除の追加や修正が必要な場合は住民税申告をする必要があります(所得税の還付申告を受ける場合は確定申告が必要になります)。

また、給与と年金の両方の所得がある場合は、確定申告書の提出が必要になる場合があります。

判定結果 D

確定申告・住民税申告ともに必要はありません。

判定結果 E

住民税申告が必要です。

※ 計算した結果、所得税が発生した場合は **A** となります。

※ 住民税が非課税の場合は **B** となります。